

## 回答書

よこはまウォーキングポイント事業 歩数計アプリを活用した仕組みに関する共同事業者の募集に関する「質問書」に対し、次のとおり回答します。

### 1 参加登録に関すること（4件）

No.	質問要旨	回答
1	参加者について、参加者（18歳以上の横浜市民、横浜市在勤、在学者等）は本人申告での承諾で問題ないでしょうか？（※事業所コードが分かればOKなのか）	本人申告での承諾で問題ありません。 ※事業所コードが正しく入力された方のみ利用開始できる仕様とします。
2	第4 事業内容 概要 6 事業フロー図より 歩数計アプリの参加登録の流れに、参加者（市民等）の本人認証の方法が明記されていませんが、本人確認書類等による本人認証は必要ないという理解でよろしいでしょうか。	本人確認書類等による本人認証は必要ありません。
3	申込み 本人確認は必要でしょうか。	本人確認は必要ありません。
4	P13 アプリ利用開始時の登録について 「利用開始時に、居住地で横浜市外の神奈川県・神奈川県外を選択し、正しい事業所コードの入力がない人は、抽選応募不可とし、」とありますが、この場合、抽選応募は不可となっても、本アプリへの参加自体は“OK”とすることになりますでしょうか？この場合、横浜市民（または在勤・在学）でなくても参加できることとなりますが、P6の参加者には、「歩数計アプリを活用した仕組みに参加登録をした、18歳以上の横浜市民、横浜市在勤・在学者等とします。」と記載されています。	「利用開始時に、居住地で横浜市外の神奈川県・神奈川県外を選択し、正しい事業所コードの入力がない人」は、抽選応募不可となっても、本アプリへの参加自体は“OK”とすることになります。 P6の参加者には、「歩数計アプリを活用した仕組みに参加登録をした、18歳以上の横浜市民、横浜市在勤・在学者等とします。」と記載しており、横浜市民（または在勤・在学）でなくても参加できることとなります。

### 2 アプリに関すること（3件）

No.	質問要旨	回答
1	対応スマホ要件について、今回対応スマホについて、OSのVer指定のみとなっておりますが、メーカー、機種種別でセンサー利用について大きな差異があり、2種類の端末でテストして問題なければ大丈夫というのは無理がありますが、問題ないでしょうか？	募集要項記載のとおり、「歩数計アプリで測定される歩数とよこはまウォーキングポイント事業の歩数計で測定される歩数を、同条件で比較検証」、「 아이폰及びアンドロイド端末各2台以上で検証」した結果をご提示ください。
2	既存マーケットアプリの利用について、すでにマーケットで配布されている弊社アプリをDLし、初回利用時に横浜市専用のログインをすることにより機能を出しわけすることは可能でしょうか？	「歩数計アプリを活用した仕組みを活用して、自社サイトへの誘導や民間企業等から広告収入を得るなど、利益が生じるような行為をすることはできません。」ので、すでにマーケットで配布されているアプリをDLし、初回利用時に横浜市専用のログインをすること

		により機能を出しわけすることは不可能です。
3	(要領7)「I 歩数計アプリを活用した仕組みの構築 提案内容」より 共同事業者募集要項の「3 提案書作成項目詳細」のI(2)に記載されている「指定」の項目で提案書(要領7)(2)-2に記載されていない項目がありますが、記載がある項目のみ提示すればよろしいでしょうか。	共同事業者募集要項の「3 提案書作成項目詳細」のI(2)に記載されている「指定」の項目で提案書(要領7)(2)-2に記載されていない項目として、「◇ アプリで測定・記録された内容が表示される画面等について」がありますが、これは提案項目を含んでいるため、(2)-1「◇ アプリで測定・記録された内容が表示される画面について」で画面全て(グラフ等を含む)を示してください。

### 3 システムに関すること (5件)

No.	質問要旨	回答
1	外部企業連携について、例えばインセンティブ確保のため、ワオンポイントを付与する関係で、イオンのID登録など外部システムと接続することは可能でしょうか?	インセンティブのポイントを付与するために外部システムと接続することはできません。
2	WEBサーバについて、AWS (AMAZON Web Service)での対応は可能でしょうか?	募集要項・提案書作成要領の条件を満たしたご提案としてください。
3	P14 WEB システムからのデータ抽出仕様について I 「⑥希望する景品等を抽出し、」とありますが、参加者が希望する景品をあらかじめ選択できるような仕様が必要という事でしょうか。	参加者が希望する景品をあらかじめ選択できるような仕様が必要です。
4	P15 その他のアプリ機能について 「ポイントは歩数に応じて常時付与し、別途条件に応じた付与も行うことができるものとする。」とありますが、別途条件とは具体的にはどのようなものを想定しておりますでしょうか。 歩数システム側とのポイント付与基準が変わってしまっても問題ないでしょうか。	別途条件とは、例えば、本市が指定する事業に参加したり、指定する健康行動をとった人にポイントを付与するなどを想定しています。 歩数システム側のポイント付与基準と、スマホアプリの別途条件に応じたポイント付与について基準が異なることは、問題ありません。
5	P15 アプリを活用した仕組みの管理者機能について I 「参加者情報の登録(変更・削除・閲覧・検索・複数登録チェック等)及び閲覧ができる。(常時)」とありますが、抽選応募をしていないスマホアプリ参加者は登録情報が、ニックネーム・生年月・性別・居住地・メールアドレス・8桁の事業所コード・歩数計での参加有無です。複数チェックはどの情報を用いて実施するのでしょうか。	重複登録確認(複数チェック)は、行いません。ただし、抽選実施時は、別途設定する抽選定義に基づき、重複当選が発生しないよう確認を行います。

### 4 インセンティブに関すること (3件)

No.	質問要旨	回答
1	インセンティブについて、インセンティブ提供会社等の表示は問題ないか、HP等へのリンクはNGとなりますでしょうか?	募集要項記載のとおり、「歩数計アプリを活用した仕組みを活用して、自社サイトへの誘導や民間企業等から広告収入を得るなど、利

		<p>益が生じるような行為をすることはできません。」ので、アプリ上でインセンティブ提供会社等の表示を常に行うことや、HP 等へのリンクはできません。</p> <p>インセンティブの景品として協賛品を紹介するなど、直接的な収入を得ることに繋がらない範囲でのインセンティブ会社等の表示については、提案事項です。</p> <p>なお、よこはまウォーキングポイント事業公式ホームページにおける、インセンティブ提供会社名の表示や HP 等へのリンクについては、別途定める予定です。</p>
2	<p>第5 費用負担 4 その他 歩数計アプリを活用した仕組みを活用して、自社サイトへの誘導や民間企業等から広告収入を得るなど、利益が生じるような行為をすることはできません。</p> <p>上記の通り記載がありますが、例えばインセンティブの景品に協賛企業のロゴや文言を入れる代わりにインセンティブ費用の一部を負担頂くことは広告収入にあたらなないでしょうか。</p>	<p>「歩数計アプリを活用した仕組みを活用して、自社サイトへの誘導や民間企業等から広告収入を得るなど、利益が生じるような行為をすることはできません。」ので、アプリ上でインセンティブの景品に協賛企業のロゴや文言を入れ、直接的な収入を得ることはできません。</p> <p>インセンティブの景品として協賛品を紹介するなど、直接的な収入を得ることに繋がらない範囲でのインセンティブ会社等の表示については、提案事項です。</p>
3	<p>アプリのディベロッパーについて、〇〇〇〇（会社名）としてアプリの配布は可能でしょうか？ 例：〇〇〇〇〇〇 for Yokohama</p>	<p>募集要項記載「5 協定書の締結に関する留意事項」に記載のとおりです。</p> <p>(2) 著作権の帰属</p> <p>ア 横浜市が本事業のために費用負担して、共同事業者が開発・構築・回収した納入物（システムも含む）に関するすべての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、共同事業者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、横浜市が歩数計アプリを用いた仕組みの構築費用を負担したときに、共同事業者から横浜市へ移転するものとする（なお、共同事業者が従前から保有していた著作物を本事業のために改修した部分のすべての著作権も横浜市へ移転することを含む）。この場合において、共同事業者は、横浜市に対し、当該著作物について、横浜市が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。</p> <p>イ 横浜市及び共同事業者は、前項に基づく横浜市への著作権移転の対価は歩数計アプリを用いた仕組みの構築費用に含まれることを確認する。</p>

	<p>(中略)</p> <p>(4) 成果の取扱い及びその帰属</p> <p>ア 本事業の成果とは、本事業により得られた成果のうち、本事業の目的に直接関係する発表、考案、意匠、ノウハウ等の一切の技術的成果をいう。</p> <p>イ 事業の実施を通じて新たに発生して得られた成果については、横浜市及び共同事業者の両社に帰属するものとする。ただし、横浜市又は共同事業者の各々に既に帰属している成果は除くものとする。</p>
--	---

担当 横浜市中区港町1丁目1番地 横浜市庁舎7階  
横浜市健康福祉局健康安全部保健事業課  
よこはまウォーキングポイント担当  
電話：045（671）3892 FAX：045（663）4469